

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例  
に関する法律施行令の一部を改正する政令要綱

- 1 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例について、住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の改正に伴う所要の措置を講ずることとする。(第15条の2関係)
- 2 東日本大震災の被災者が直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、非課税限度額の上乗せ措置の対象となるエネルギーの使用の合理化に著しく資する住宅用の家屋の細目を定めることとする。(第29条の2関係)
- 3 その他所要の規定の整備を行うこととする。
- 4 この政令は、別段の定めがあるものを除き、令和6年4月1日から施行することとする。(附則関係)